



2019年5月14日

各 位

会 社 名	株式会社 宮崎太陽銀行
代表者名	取締役頭取 林田 洋二
(コード番号	8560 福証)
問合せ先	上席執行役員総合企画部長 野村 公治
(TEL	0985-24-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社 宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、本日開催の取締役会において、本年6月27日開催予定の第118期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、2019年3月18日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月27日開催予定の第118期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款の変更内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月27日（木）
定款変更の効力発生日	2019年6月27日（木）

以 上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（記載省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当銀行は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u>	（機関） 第4条 当銀行は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削除） （3） <u>会計監査人</u>
第5条（記載省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条（記載省略）	第6条～第12条（現行どおり）
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第12条の2～第12条の9（記載省略）	第12条の2～第12条の9（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条の2（記載省略）	第13条～第18条の2（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第19条 当銀行の取締役は、12名以内とする。 （新設）	（取締役の員数） 第19条 当銀行の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、12名以内とする。 <u>2 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
（取締役の選任） 第20条 当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2（記載省略） 3（記載省略）	（取締役の選任） 第20条 当銀行の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）を区分して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2（現行どおり） 3（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設）	（取締役の任期） 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役会) 第22条 取締役をもって取締役会を組織する。</p> <p>2 (記載省略)</p>	<p>(取締役会) 第22条 取締役の<u>全員</u>をもって取締役会を組織する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、<u>取締役頭取が招集する。</u></p> <p>2 取締役頭取欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>3 取締役会の招集通知は各取締役<u>及び各監査役</u>に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に、これを短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役頭取に欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対して</u>会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に、これを短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、<u>取締役の全員の同意がある</u>ときには、招集手続を経ないで開くことができる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 (記載省略)</p> <p>2 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役及び常務取締役は取締役会の決議により取締役の中から定める。</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>4 <u>取締役会長は、取締役会を主宰する。</u></p> <p>5 (記載省略)</p> <p>6 取締役副頭取及び専務取締役は取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。</p> <p>7 (記載省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役及び常務取締役は取締役会の決議により<u>監査等委員でない</u>取締役の中から定める。</p> <p>3 <u>代表取締役は、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>取締役会長、</u>取締役副頭取及び専務取締役は取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。</p> <p>6 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第25条 (記載省略) (新設)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区分して定める。</u></p>
<p>第26条～第27条 (記載省略)</p>	<p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center">第5章 監査役及び監査役会</p>	(削除)
<p>(監査役の員数) 第28条 当銀行の監査役は、4名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役の選任) 第29条 当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(監査役会) 第31条 監査役をもって監査役会を組織する。 2 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役規程による。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集) 第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。 3 監査役会は、監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役との責任限定契約) 第35条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会)</u> <u>第29条 監査等委員の全員をもって、監査等委員会を組織する。</u>
(新設)	<u>2 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第30条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u>
(新設)	<u>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に、これを短縮することができる。</u>
(新設)	<u>3 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第36条～第37条（記載省略）	第32条～第33条（現行どおり）
第7章 計算	第7章 計算
第38条～第41条（記載省略）	第34条～第37条（現行どおり）
附則 <u>平成元年2月1日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。</u>	(削除) (削除)